

○薬剤師の新規申請手続について

手続概要	<p>薬剤師国家試験合格後に、薬剤師名簿に登録するために行う手続です。</p> <p>※薬剤師名簿に登録されないと、薬剤師業務を行うことはできません。</p>
根拠法令	<p>薬剤師法第2条、薬剤師法施行令第3条、薬剤師法施行規則第1条</p>
申請方法	<p>【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。</p> <p>【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
その他	<p>【手続対象者】 薬剤師国家試験に合格した者 ※新規申請の際は、窓口で合格証書の原本照合を行いますので必ず合格証書を持参してください。 紛失等により持参出来ない場合は、合格証書の再交付申請を行ってください。</p> <p>【手数料(説明)】 登録免許税(収入印紙)は30,000円です。</p> <p>【相談窓口】 保健所、都道府県薬務主管部局、厚生労働省医薬局総務課試験免許係</p> <p>【添付書類】</p> <p>○戸籍謄本又は抄本 <ul style="list-style-type: none"> ※薬剤師国家試験の受験申請時から本籍地都道府県又は国籍、氏名、性別に変更がない者は、本籍地の記載がある住民票又は住民票記載事項証明書の添付でも可 ※発行された日の翌日から6ヶ月以内のもの ※住民票を添付する場合は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの </p> <p>○日本国籍を有していない者 <ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者・中長期在留者 <ul style="list-style-type: none"> 住民票又は住民票記載事項証明書(※1) ※発行された日の翌日から6ヶ月以内のもの ※住民票を添付する場合は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ・短期在留者 <ul style="list-style-type: none"> 旅券その他の身分を証する書類の写し(※2) </p> <p>○視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書 <ul style="list-style-type: none"> ※発行された日の翌日から1ヶ月以内のもの </p>

- | |
|--|
| ○過去に罰金刑以上の刑に処せられたことのある者については、下記の書類を添付
・罰金以上の刑にかかる判決謄本又は略式命令書の写し(原本は持参し、照合を受けること)
・罰金刑については、当該罰金にかかる領収証書(紛失した場合は、支払った旨の申述書)
・反省文 |
|--|

(※1)

薬剤師名簿登録事項(国籍、氏名、生年月日、性別)が記載されていること。

(※2)

【旅券】

- ・薬剤師名簿の登録事項が記載されていること。
- ・都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。(申請者が作成のもので可)

【その他の身分を証する書類】

- ・当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。
- ・具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書など。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)